

2 大田 勤 議員



- 1 町が定めた学童保育基準を守り 父母が安心して働ける制度に
- 2 「こども誰でも通園制度」では子どもの良質な成長環境は守れない 保育士の配置基準の拡大こそ必要
- 3 墓地公園は墓石が見渡せ 自然の美しさが生きる拓かれた管理運営を

1 町が定めた学童保育基準を守り 父母が安心して働ける制度に

安心して働きつづけたい、子どもに豊かな放課後や学校休業日を過ごさせたいという保護者の切実な願いから学童保育が生まれた。労働等の理由により保護者が家庭に不在時の小学生の生活の場として、小学生を持つ父母の願いを受け、岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が平成26年12月19日に公布された。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達では、基準の区分で放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については従うべき基準、その他の事項については参酌すべき基準と区分することを定めるとした。お伺いいたします。

2019年5月に第9次地方分権一括法が成立し、2020年施行されて全ての事項が参酌基準となったが、岩内町放課後児童健全育成事業ではどのように変わったのか。

令和5年、放課後児童対策事業、学童保育所利用状況では東小学校45名、一時利用者数36名、西小学校21名、一時利用者31名と報告されている。今年度の利用状況は。

条例第10条第4項では、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするがあるが、令和4年度の利用数は。

通達では、一の支援の単位を構成する児童の数とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数をいうものであるとしているが、岩内町での学童保育、東81名、西52名の利用者受け入れ数の判断、支援単位の構成児童数は。

条例第10条第2項では、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上にしなければならないとしているが、一の支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする条例から、現在、支援員、補助員は何名で対応しているのか。

支援員、補助員の資格要件は。

条例第7条では、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件。条例第8条、放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等が示されている。

授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業が放課後児童健全育成事業です。

支援員、補助員の役割や仕事内容についての町の認識は。

条例第8条第2項では、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとしている。

資質向上のための支援員、補助員の研修内容と研修回数は。

支援員、補助員は高い専門性が求められるにも関わらず処遇は大変低いままで長く働き続けることが困難な状況であると思うが、町の支援員、補助員への処遇改善は。

統合された校舎で学童保育を計画するとしていますが、条例に基づいて希望する子ども達全てを受け入れるために、学校が統合された後の学童保育はどのように運営するのか。

条例第9条設備の基準では、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第2項、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしている。

静養をするための機能を備えた専用区画や100名を超える子ども達の居場所は新校舎1階のどこに確保されているのか。

条例第3条最低基準の目的等では、この条例に定める基準、最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第2項、町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条では、放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第2項、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないと規定している。

町の条例は最低基準を常に向上させるように努めるもの、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないと制度設計されたものです。

通達では、従うべき基準、参酌すべき基準とは町が条例の基準を決めるときの取扱いのことですから、町の定めた条例は法的拘束力を持つ最低基準であり、保護者が家庭に不在時の小学生の生活の場として小学生を持つ父母の願いを守らなければならないものではないのか。地方自治の本旨に基づいて、教育長の見解を求める。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めは、第9次地方分権一括法が2020年施行され、全ての事項が参酌基準となったが、岩内町放課後児童健全育成事業ではどのように変わったのかについてであります。

令和元年に成立した第9次地方分権一括法により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業において、従事する者及びその職員数の基準が、従うべき基準から参酌すべき基準へと改正されたものでありますが、平成26年に制定した岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきましては、児童福祉法の改正前から参酌すべき基準とされていたその他の事項を含めて、国の基準に沿って規定しており、令和2年の国の基準の改定時においても、国の基準に沿った改正を行ってきたところであります。

2 項めは、今年度の学童保育所の利用状況についてであります。

令和6年4月1日現在における学童保育所の登録状況といたしましては、東小学校学童保育所の通常利用者は48名、一時利用者は31名、西小学校学童保育所の通常利用者は27名、一時利用者は20名であります。

3 項めは、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするところがあるが、令和4年度の利用数についてであります。

令和4年12月31日現在における各学童保育所の登録状況でお答えいたします。

東小学校学童保育所の通常利用者は42名、一時利用者は38名、西小学校学童保育所の通常利用者は22名、一時利用者は40名であります。

なお、一の支援の単位を構成する児童の数といたしましては、東小学校学童保育所は、登録児童42名に、一時利用の月平均6名を加えた48名で2支援単位、西小学校学童保育所は、登録児童22名に、一時利用の月平均6名を加えた28名で1支援単位であります。

4 項めは、岩内町での学童保育の利用者受け入れ数の判断、支援単位の構成児童数についてであります。

学童保育所における受け入れ数の判断といたしましては、岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第10条第4項の規定により、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下と規定していることから、当該規定を遵守した受け入れとしているところであり、令和5年12月31日現在、各学童保育所における構成児童数では、東小学校学童保育所の登録児童45名に、一時利用の月平均4名を加えた、49名で2支援単位で構成し、西小学校学童保育所は登録児童21名に、一時利用の月平均2名を加えた、23名で1支援単位としております。

5 項めは、一の支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする条例から、現在、支援員、補助員は何名で対応しているのかについてであります。

現在、東小学校学童保育所は、2支援単位としていることから、支援員4名、西小学校学童保育所は、1支援単位としていることから、支援員2名ですが、西小学校学童保育所は特別な支援を要する児童の対応が必要であることから、1名の支援員を追加し、3名の支援員で対応しております。

6 項めは、支援員・補助員の資格要件についてであります。

支援員としての要件は、岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、高卒以上の学歴を有することや、保育士等の資格保有者としておりますが、いずれも、北海道が実施する放課後児童支援認定

資格研修を修了していることを条件としており、補助員につきましては、資格要件を設けておりません。

7項めは、支援員、補助員の役割や仕事内容についての町の認識についてであります。

支援員・補助員の役割といたしましては、子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮、体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、保護者との対応・信頼関係の構築、個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護、放課後児童指導員としての資質の向上、事業の公共性の維持が挙げられます。

また、仕事内容といたしましては、子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと、子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと、基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行い、その力を身につけさせること、活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりに支援を行うこと、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等が疑われる場合は、教育委員会に報告すること、その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこととあります。

8項めは、資質向上のための支援員、補助員の研修内容と研修回数についてであります。

これまでに支援員・補助員が参加した研修につきましては、令和4年度に支援員1名が北海道放課後児童支援員資質向上研修を受講し、子どもの多様性への理解や人間関係の構築についての研修内容であり、受講後においては、受講結果について他の支援員や補助員へ情報を共有の上、保育活動の現場に生かしているところであります。

なお、研修に出席するほかにも、北海道などから送付される安全管理や職員の資質向上につながる文書等を支援員に配付し、資質向上に努めているところであります。

9項めは、支援員、補助員の処遇改善についてであります。

本町で任用する支援員・補助員につきましては、会計年度任用職員としての任用であることから、その報酬水準についても、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき定められており、学童支援員は保育士などと同様、一般職と比較し高い号俸としているところであり、再度の任用の場合は、職務経験等を考慮し昇給しているところであります。

また、報酬のほか各種手当も支給されており、令和6年度からは勤勉手当も新たに支給されております。

サービスに関しましても、一般職に適用される服務規程や、勤務時間、休暇、健康診断などが適用されているところであります。

10項めは、条例に基づいて希望する子どもたち全てを受け入れるための、統合後の学童保育の運営についてであります。

令和8年度に開校する岩内中央学園での新たな校舎での学童保育につきましては、設計当時に、1校に統合となった場合の学童保育所の入所児童数の推計値を算出したところ、2支援単位とすることで希望する全ての児童を受け入れることができるものと判断したところであります。

11項めは、静養するための機能を備えた専用区画や100名を超える子どもたちの居場所は、新校舎1階のどこに確保されているのかについてであります。

令和8年度からの新校舎における学童保育所につきましては、1階増築部分に2支援単位が活動できる専用区画やプレイルームを使用する予定であり、新校舎では、フリーWi-Fiを使用できることから、タブレットでの宿題や遊びも可能であるほか、新たに図書室を活用することができるなど、これまでとは大きく変わった学童保育所の運営が可能になるものと考えております。

なお、予定する入所児童につきましては、将来推計により算出したところ、一時利用の平均人数を加えても80人に満たないと想定しておりますが、教室とプレイルームを合わせた3支援単位を確保しているところであります。

また、静養するための専用区画については、学童保育所内の事務室内に静養スペースを設け、気分が悪くなったりしても落ち着いて休めるよう配慮した設計としております。

12項めは、町の条例は最低基準であり、保護者が家庭に不在時の小学生の生活の場として、小学生を持つ父母の願いを守らなければならないものではないのかについてであります。

児童福祉法第6条の3第2項において、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と規定しております。

本町の学童保育所におきましても、法の事業目的に基づいた運営に努めているところであり、保護者の就労等により帰宅しても不在となる児童は全て受け入れ、地方自治の本旨に基づいた経営に努めているところであります。

このほかにも、学校が当日に急遽、悪天候等により臨時休校が決まった際においても、支援員と連携の上、速やかに開設しているほか、学童保育所の利用料は保険料や毎日のおやつ代に係る経費分として、近隣の自治体よりも安価な料金設定とするなど、様々な保護者ニーズに応えることが可能となるよう努めているところであります。

< 再 質 問 >

町の条例に最低基準を常に向上させるよう努めるが、町に定められた最低基準です。

定めた基準に基づき受け入れる数が多くなっても、町が定めた運営基準を守り、国が定めた参酌すべき基準ではなく、町が従うべき基準、町の基準で運営されるようにすべきではありませんか。

【答 弁】

教 育 長 :

岩内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法の改正後においても、全ての項目において、国の基準に沿った設定としているところでありますが、今後においても、町条例に規定する最低基準を超えた設備や運営の向上に努め、学童保育所を利用する児童やその保護者が安心して利用できる施設の運営に努めてまいります。

2 「こども誰でも通園制度」では子どもの良質な成長環境は守れない 保育士の配置基準の拡大こそ必要

岩内町保育所条例第4条入所基準では、小学校就学前子どものうちその保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則、第1条の5各号のいずれかに該当し、子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号の規定により家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定を受けたものとする。

岩内町保育所条例施行規則第4条、入所の審査、承諾及び変更では、申し込みを受けたときは、町長はこれを審査し、保育の実施の必要性を認め、入所を決定したときは、保育所入所承諾書により保護者に通知するものとする。お伺いします。

1歳児が入所するためには歩けることが条件と保育所条例施行規則ではなっているのか。

入所の審査・承諾を受け承諾書で通知された1歳児が歩けるまで待機は、誰が判断するのか。

保育所入所不承諾通知書、保育所入所保留通知書を受けた保護者で、審査請求や取消訴訟が行われた事例はあるのか。

新知見を身につけた保育士が採用され、東、西保育所で新しい風が吹いていることと思われるが、こうした知見を取り入れ保育内容に変化はあるのか。

子ども達の成長を促すうえで、保育士の新しい知見を取りこんで、基本研修及び専門研修などは定期的に行われているのか。

こども家庭庁がえがく、こども未来戦略では、幼児教育・保育サービスの量・質両面からの強化や全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充をあげた。こども誰でも通園制度は生後6か月から3歳未満児を対象に、親の就労要件を問わず時間単位で利用できる制度として2023年度に予算措置がされ、現在試行的事業が実施されている。

2025年度に実施自治体の増加を図り、2026年度からこども子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施としています。

こうした制度案内は検討しているのか。

現在ある2箇所保育所で、定員数内で受け入れを行うのか。

実施要綱では、1人あたり月10時間を上限とする。

こども家庭庁成育局保育政策課では、月10時間は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用とすれば毎週利用するというイメージとしていますが、3歳未満児などが登所し、親から離れて不安で泣き出し、泣き止んだ頃に帰る時間となるのではないのか。

有識者検討会議での中間取りまとめでは、家庭保育が一時的に困難となった場合など軽減のための一時預かりとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとしていますが、整備や保育内容、職員配置の基準は一時預かりと同様、保育士の有資格者は職員の半分で可としている。

こうした条件で子どもの良質な成長環境の整備が可能と考えるのか。

4、5歳児クラスの保育士の配置基準、30名に1人の保育士、が制度発足以来75年間、1度も改善されず、1歳児クラスは6対1を5対1に。4、5歳児のクラスは30対1を25対1に職員配置基準を改善するとした。しかし、これは基準自体の改正ではなく加算措置、基準以上に保育士を配置した施設に対する補助で対応するものです。

岩内町での保育士の配置基準はいつから改善するのか。

村山祐一氏は、改善されたということでは一歩前進だと思いますが、ほんのわずかな改善。4、5歳児のクラスを保育士1人だけでみるのは難しいので、多くの保育現場ではもう1人配置しているのが現実だと思います。特に、5歳児クラスは小学校に提出するために成長を記録した書類をつくること、大切な仕事もある。こうした実態を踏まえて、保育指針に書いてあることができる保育士配置の実現に向けて、国には方向性をしっかりと示してほしいと指摘しています。

こども誰でも通園制度は希望する父母には朗報です。しかし制度内容が実態に合っていません。また、こどもの成長の観点から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するためには保育士の配置基準の大幅な改善を求めることが必要ではないのか。教育長の所見を伺います。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めの、1 歳児が入所するためには歩けることが条件と、保育所条例施行規則ではなっているのかと、2 項めの、入所の審査・承諾を受け承諾書で通知された1 歳児が歩けるまで待機は、誰が判断するのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

本町における保育所の入所基準は、岩内町保育所条例第4条に規定されており、1 歳児が歩けることを入所条件とする規定はありませんが、保育所の入所にあたっては、事前の面談において、保育の必要性のほか、家庭での子どもの過ごし方などについて確認しており、1 歳児においては、保育士の体制整備も含め、事故の防止などの入所児童全体の安全性の確保のため、歩行の状況についても確認しております。

入所が近くなった段階で、歩行が困難な場合には、保護者の就労の状況などから、ある程度歩行ができるまでの期間において、家庭での保育が可能かどうかなど、保護者と相談しながら、その状況に応じて対応しております。

3 項めは、審査請求や取消訴訟が行われた事例はあるのかについてであります。

これまで当町において、保育所の不承諾や入所保留を理由とした、審査請求や取消訴訟が行われた事例はありません。

4 項めの、新保育士の採用による保育内容の変化と、5 項めの、基本研修及び専門研修などは定期的に行われているのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

保育士の採用につきましては、今年度は新たに2名を採用したところであります。

また、直近5年間においては、今年度も含め4名を採用し、日々実践を積み重ねているところであります。

こうした新たな保育士の採用により、保育現場において、直ちに目に見えた変化が現れるものではありませんが、新たな発想や知識などが取り入れられるよう、定期的開催している職員会議やミーティングの場など、積極的に発言しやすい雰囲気づくりに心がけ、出された意見等を取り入れながら保育活動に生かしているところであります。

また、研修においては、職員の資質向上につながるよう各種研修会に参加するなど、保育士として成長していく機会を設け、更なる専門性の高い知識や技術を身につけるべく努めているところであります。

なお、基本研修や専門研修は、保育士の資格を有していない者を採用する際に、必要な知識や技術等を習得するため受講が必要なものでありますが、本町の保育所や子育て支援センターにおいて採用されている職員につきましては、全て保育士資格を有した者となっております。

6 項めの、こども誰でも通園制度の検討についてと、7 項めの、現在ある2 箇所保育所で定員数内で受け入れを行うのか、8 項めの、こども通園制度の利用時間、9 項めの、こうした条件で子どもの良質な成長環境の整備が可能と考えるのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

こども誰でも通園制度につきましては、昨年6月に閣議決定した子ども未来戦略方針において制度の創設が示され、令和8年度からの本格的な実施が予定されている事業であります。

国では、具体的な制度設計にあたり、地域における提供体制の状況も見極めながら、全国的な制度とするため、令和5年度から試行的事業により、一部の

自治体でモデル事業を実施しているところでもあります。

本町では、現段階において、こども誰でも通園制度についての具体的検討には至っておりませんが、本町の保育施設で実施する場合において、実施可能な施設や職員の体制整備等について、今後、検討を進めていく必要があることから、試行的事業の実施状況や国の動向などの情報収集に努めてまいります。

また、試行的事業の実施要綱において設定されている、利用時間の上限月10時間や、職員配置の基準につきましては、本格実施を見据えた上で、補助基準上設定されたものであります。試行的事業を実施する中で検証されていくものと考えられることから、こうした国の動向についても注視してまいります。

10項めは、保育士の配置基準の改正についてであります。

本年4月1日付けで、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正により、職員の配置基準については、4・5歳児は30対1から25対1に、3歳児は20対1から15対1へと改善が図られたところでもあります。

さらに、経過措置として、当分の間は、従前の基準により運営することを妨げないものとし、国の財政支援におきましても、私立の教育・保育施設は、公定価格の加算措置を設け、公立の教育・保育施設は、地方負担分について普通交付税措置を講じることとされております。

本町の配置基準におきましては、岩内町立保育所運営規程により、北海道の定める配置基準に沿った運用をすることとしておりますが、その配置基準を設定した北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例においては、近く改正が予定されていると伺っております。

なお、1歳児における配置基準の改正につきましては、国では、令和7年度以降、早期に6対1から5対1へ改善を図るよう進めていくことが示されております。

いずれにいたしましても、国、道による保育士の配置基準の改正に基づき、町といたしましても対応してまいります。

11項めは、保育士の配置基準の大幅な改善を求めることが必要ではないかについてであります。

こども誰でも通園制度につきましては、令和8年度からの本格的な実施を見据えた試行的事業とし、一部の自治体でモデル事業を実施しながら、検証を進めているところでもあります。

こうした検証作業を踏まえ、国においては、中間取りまとめ結果を公開し、制度の本格実施に向けて、さらに整理が必要な事項の一つに人員配置を挙げており、また、モデル事業や試行的事業の実施状況などを踏まえ、人員配置について、さらに検討が必要であるとの認識を示しております。

本町といたしましては、こうした国の検証結果を踏まえながら、今後の動向などに注視していく必要があるものと考えているところではありますが、本制度は、こども基本法の基本的な考え方であるこどもまんなかを体現するものであり、今後においても、地域の実態に即し、子どもの良質な成長環境を確保することができるよう、体制整備に向けた検討を進めてまいります。

< 再 質 問 >

1歳児が歩けることを入所条件とする規定はありませんが、事前の面談において保育の必要性のほか、家庭での子どもの過ごし方などを確認するとしました。

入所決定した後に、仕事の用意をしている者が、歩けるまでの間待機は、見てくれる者がいない場合、途方に暮れます。保護者との面談も含め、安心して保育所へ入れるよう対応すべきではありませんか。

こども通園制度は、具体的検討には至っていないと答弁しています。

こども誰でも通園制度、この中で、2023年7月、ウェブナビでは、こども家庭庁に聞いたとして、利用者サービスのニーズ把握について、モデル事業の段階で、それぞれの自治体でどのくらいのニーズがあるかは分かっていなかったと。国としては定期的な預かりは有効だと思っていたが、やっと現場の状況が見えてきた段階。今後、どういう制度設計をしていくのか、一つの大きな問題と答えています。

また、新たな事業により保育士の負担が増えるのではという懸念にはどう向き合うかについては、そうした声は私たちにも届いている。モデル事業を行った保育士に負担感などを聞いていきたいと答えています。

また来年度以降の本格実施を目指すとしているこの事業は、その名のとおり、誰でも利用できるものになるのかには、制度を始めるにあたって、全国统一の要件で始めるのは難しいと感じている。名称も誰でもというのはあくまで仮称なので、おそらく検討しなくてはならないと答えています。

保育研究所・全国保育団体連絡会報告の中で、こども誰でも通園制度の提案概要と論点では、受け入れる側の困難さへの無理解、あまりに低い条件設定、通常の保育を受け入れて疲弊している保育現場にさらに負荷を掛ける仕組みの問題点。こどもや保護者、保育者の権利を保障することを明確にして、公的責任のもとに制度を確立すべきと指摘されています。

こどもの成長の観点から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するためには、保育士の配置基準の大幅な改善を求めること。

また、こどもの命にかかわる問題であり、安心・安全で利用できる体制・制度はどうあるべきか、現場の保育士の意見を取り入れ真摯な話し合いが必要ではないのか。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めは、1 歳児について、保護者との面談も含め、安心して保育所へ入れるよう対応すべきではありませんか、についてであります。

1 歳児においては、保育士の体制整備も含め、事故の防止などの入所児童全体の安全性の確保のため、歩行の状況についても確認しておりますが、保護者との確認の中で、家庭での保育が難しい場合もありますので、保護者との面談により、その状況に応じて対応しているところであり、保護者の不利益が生じないよう受け入れについて、対応するよう努めてまいります。

2 項めは、保育所の配置基準の大幅な改善についてであります。

こども誰でも通園制度に係る職員配置につきましては、保育現場に負荷がかかることがないように、今後の国の動向に注視するとともに、本町においても、地域の実態に即し、保育士の声や現場の状況を把握し、子どもの良質な成長環境を確保することができるよう、体制整備に向けた検討を進めてまいります。

3 墓地公園は墓石が見渡せ 自然の美しさが生きる拓かれた管理運営を

令和6年度墓地費として清掃管理業務委託料82万3千円、前年度も同額の82万3千円が計上されている。

業務範囲は、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の3箇所か。

墓地費の清掃業務委託の業務内容は。

民間の石材店ホームページで岩内町墓園について、先日、岩内町にあります岩内墓園に行く機会がありました。とても大きな墓地でしたが、落ち葉などもなくきれいに清掃され、設備も整っております。新しく建てられた墓石も多く、11月の寒い時期にもかかわらず、お参りに来られている方も多くいらっしゃいました。

今年も道内の様々な霊園をまわらせていただきました。どの霊園に行きましても、その土地で生活された方々がゆっくりと眠られるようにご家族の方や自治体が霊園をしっかりと管理されていました、と掲載されています。

東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の草刈り業務日程や頻度は。

草刈り機と除草剤の使用範囲と安全対策は。

昭和38年12月供用開始から61年が経過した岩内町墓園は、都市計画法によって定められている墓園で、墓園を墓地公園と呼ぶ場合もあり、都市計画法によると、墓園は敷地面積の3分の2以上が墓地ではない自然な空間となっており、かつ都道府県知事に認可された墓地とされている。

墓園については当初国土交通省による墓地計画標準で造成しており、その内容は、都市の総合的な土地利用計画に基づき、静寂な環境にその位置を選定するものとし、墓地の諸施設は、周囲に及ぼす影響を考慮し、風致美観に留意して計画するものとする。配置では、緑地系統の一環として配置する。境域では静寂の地であり、かつ、修景の要素を包含すること。修景では(1)既存の風致は、保存するよう極力努めること。(2)墓地外縁部は、植樹帯で囲むこと。(3)広場、休憩地等には、花壇、噴水、壁泉、彫像、パーゴラ、あづまや等の修景施設を適宜配置することと建設事務次官通達が出されている。

墓地公園内に樹勢する雑木、笹竹は風致美観と考えているのか。

墓地公園内に計画的に水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を保つため、緑地系統を考慮した池の整備は急がれるのではないのか。

墓地公園は、墓地の機能だけではなく、墓地への参拝と同時に緑の中での散歩、散策、休息などの静的レクリエーション機能を持つ公園であると考えます。岩内町墓園の二中側サークルから見て左側、3等地のD、2等地のF、2等地のD、C、E、B。3等地のAの墓石は下草は定期的に刈り取られるなど、どの位置からでも墓石が見渡せ、静寂感はあるが孤立感はありません。それと比較して右側1等地のC側からはまだ少し園内を垣間見ることができますが、1等地B、2等地A、1等地Aは池やそれに流れる川を挟んでうっそうと繁茂する笹竹と低木で囲まれ墓園を見渡すことができなく孤立感をあおられます。

1等地C、B、2等地Aの山側に伸びる笹竹等の伐開は計画していないのか。

自然木の下刈りや池の周辺の笹竹、池の中の柳を整備し、以前のように石の腰掛長椅子が利用でき鴨が見られる場所の確保で緑地系統を守る必要があるのではないのか。

1等地Bから2等地Cを抜ける園路を確保し、どこにいても墓園全体が見渡せる静寂で明るい岩内町墓園に整備する必要があるのではないのか。

指針では墓地に必要な最小限の施設は、事務所、休憩所、水道又は井戸及び駐車場と示されています。

墓園には給水場所は何箇所設けられているのか。管理方法は。

お盆には地方などから先祖のお参りにきます。年に何度もない家族の交流ですが、炎天下で給水ホースを通して流れる水はお湯になり仏花を墓石に手向けるのは忍びない。

炎天下での参拝者の水分補給や花への給水のためにも墓園にふさわしく水道を敷設管理し来園者の便宜を図るべきではないのか。

参拝が始まる春には菜の花が咲き、初夏にはマーガレットやタンポポが一面に咲き、緑の中での散歩、散策、休息なども行われている。緑豊かな景観を提供するためにも、樹木の下草刈りや雑草の除去などを計画的に管理運営するためには清掃管理業務委託料の見直しが必要ではありませんか。

町長の見解を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、墓地清掃管理業務の業務範囲は、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の3箇所かと、2 項めの、清掃業務委託の内容は、については関連がありませんので、併せてお答えいたします。

墓地清掃管理業務につきましては、岩内町墓園周辺において農地の管理運営を行っている団体を選定のうえ、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の3箇所を業務範囲とし、刈払機や、草刈り鎌を使用した草刈り、及び除草剤の散布の実施を内容として、業務委託しております。

3 項めは、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の草刈り業務日程や頻度は、草刈り機と除草剤の使用範囲と安全対策はについてであります。

発注しております業務委託の内、草刈り作業につきましては、例年6月上旬から、7月末までの期間に、年1回、東山墓地のみで実施しており、島野墓地、岩内町墓園の草刈りについては、担当所管において6月に1回実施し、その後、東山墓地を含め、状況に応じ適宜対応することとしております。

次に、草刈り機の使用範囲についてであります。墓地周辺や墓地内通路周辺であり、墓碑の周辺につきましては、一部手作業で行い、除草剤については、東山墓地、島野墓地、岩内町墓園の3箇所において、それぞれ草刈り実施後の墓碑建立区域並びに通路を使用する範囲とし、近隣農地や街路樹等への影響を低減する除草剤を選定のうえ、各箇所1回の散布を実施しております。

なお、それぞれの作業における安全対策については、業務処理責任者による管理指導の下、刈払機の点検や、使用時間等に留意のうえ実施しております。

4 項めは、墓地公園内に樹勢する雑木、笹竹は風致美観と考えるのかについてであります。

国土交通省が示す都市計画運用指針において、墓地公園内の雑木や笹竹については、風致とする明確な規定はありませんが、現状において、緑地帯と一体となっている雑木や笹竹につきましては、自然的環境として捉え、通路や墓碑周辺の笹竹等は伐採するなど、墓参に影響が出ることのないよう管理に努めております。

5 項めの、墓地公園内に計画的に水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を保つため、緑地系統を考慮した池の整備は急がれるのではないのかと、7 項めの、自然木の下刈りや池の周辺の笹竹、池の中の柳を整備し、以前のように、緑地系統を守る必要があるのではないのかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

岩内町墓園内の池の保全につきましては、自然的景観を保つためには有効と考えますが、公園緑地系統の一環として配置するうえで、その必要性については明確な基準がなく、加えて、多額の整備費用が見込まれること、更には、墓参に訪れる方々の利用頻度もお盆期間や彼岸など、一定の期間を除くと少ないものと推察されることから、整備予定の考えはありません。

また、石の腰掛長椅子に至るまでの通路は草刈りを行い、利用に支障がないよう管理しておりますが、ご質問の池周辺を含む岩内町墓園の整備計画の考えには至っていないところであります。

6 項めは、1 等地C、B、2 等地Aの山側に伸びる笹竹等の伐開は計画していないのかについてであります。

1 等地C、B、2 等地Aについては、280の区画と、一定程度の広さがあるため、閉塞感がないこと、また、山側に伸びる笹竹等については、岩内町墓園を利用する墓参者に支障をきたさないものと考えていることから、伐開の予

定はありません。

8項めは、1等地Bから、2等地Cを抜ける園路を確保し、どこにいても墓園全体が見渡せる静寂で明るい岩内町墓園に整備する必要があるのではないかについてであります。

1等地Bから2等地Cを抜ける既存の園路については、周辺の高さがある雑木により、全体を見渡すまでには至りませんが、例年6月から7月にかけて、草刈りや除草剤の散布を実施しており、墓参者が利用しやすい環境の保持に努めております。

9項めは、墓園の給水場所の設置数と管理方法についてであります。

岩内町墓園内に設置されている水道施設については6箇所、水の供給に関しては上水道を使用しておりますが、例年5月に担当所管において水道設備を設置し、定期的な見回りを行っており、利用が少なくなる10月に同設備を取り外しております。

10項めは、炎天下での参拝者の水分補給や花への給水のためにも、墓園にふさわしく水道を敷設管理し、来園者の便宜を図るべきではについてであります。

岩内町墓園内の水の供給については、飲用可能な上水道を利用しておりますが、墓碑の清掃を主な用途として供給していることから、水分補給としての使用等を踏まえた水温の上昇を抑えるための給水管の埋設については予定していないところであります。

11項めは、樹木の下草刈りや雑草の除去などを計画的に管理運営するためには、清掃管理業務委託料の見直しが必要ではありませんかについてであります。

墓地公園の清掃管理及び施設整備につきましては、まず、墓参のために訪れる利用者に支障をきたすことのないよう、町全体で限られた予算や事業の検討・選択を行いながら、草刈りをはじめ、水道設備や駐車スペースの確保などに務めてきたところであります。

こうしたことから、墓地清掃管理業務については、墓地内の草刈りや除草剤の散布など、これまで創意工夫のうえ実施してきたところであり、現段階において、岩内町墓園内の笹竹等の伐開や、池を整備する計画は予定していないところでありますが、引き続き墓地内の草刈りを実施するなど、利用者が墓参しやすい環境を保持するよう管理に努めてまいります。

< 再 質 問 >

都市計画運用指針において風致とする明確な規定は無いが、山側に伸びる笹竹の伐開は計画はしていない。全体を見渡すまでには至りませんが、墓参者の利用しやすい環境の保持に努めるとしました。実際に利用している町民が、閉塞感がある、見渡せる墓園をと要望しています。水道の敷設も同じです。水道敷設にいくらかかるのか。出される住民要望に答えるべきではないのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、水道管敷設に係る費用はについてであります。

水道管敷設に要する費用については、墓碑の清掃を主な用途として供給していることから、水道の敷設に係る事業費については積算しておりませんが、一定程度の予算が必要となるものと考えております。

2 項めは、出される住民要望に応えるべきではないのかについてであります。

墓地の管理運営に対して、これまで利用者から、駐車スペースの確保についての要望があり対応してまいりましたが、景観や水道管敷設などに対する要望はないため、笹竹等の伐開や水道管敷設などの計画は予定していないところでありますが、引き続き墓地内の草刈りを実施するなど、利用者が墓参しやすい環境を保持するよう管理に努めてまいります。

< 再々質問 >

墓地の管理運営に対し、これまで利用者から景観や水道敷設などに対する要望がないため、笹竹等伐開、また水道敷設等は予定していませんでした。

2010年、墓地計画標準が廃止され、都市計画運用指針では、墓園の規模は十分な樹木地帯等の面積が確保され、相当な面積を定めることが望ましいと緩和された。配置では、既存樹木等による風致は維持するとともに、必要に応じた防災系統の一環となるよう配置するなど、墓地計画標準が都市計画運営指針に変わり標準規定が緩和されました。

平成12年12月6日、厚生省生活衛生局長、墓地経営・管理の指針等については、墓地に関する指導監督は自治体事務であるため、本通知は、技術的助言であり、同様の趣旨に基づき、平成12年4月からの地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、墓地に関する指導監督の事務は、地方公共団体が自らの責任において行う自治事務となっています。

指針では、墓地の構造設備について、一定以上の水準を満たしていること。

墓地の構造設備についても、良好な環境を保ち、利用者が気持ちよく利用できるよう、一定程度以上の水準を満たしている必要がある。なお、この場合、都市計画法の都市計画又は都市計画事業として行う場合の基準である墓地計画標準等も参考にすることが適切であるとしている。

墓地公園は、墓地の機能だけでなく、墓地への参拝と同時に緑の中での散歩、散策、休息などの静的レクリエーション機能を持つ公園でもあります。

墓石が見渡せ、自然の美しさが生きる拓かれた管理運営を、住民要望を受け止め、早期に取り組むべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

墓地公園は、墓石が見渡せ、自然の美しさが生きる拓かれた管理運営をについてであります。

住民からの要望につきましては、これまでも事業の優先度やその効果などを勘案し、財源措置も含め、総合的な判断をしながら進めてまいりました。

したがいまして、墓園の水道管敷設等につきましても、町全体の限られた予算の中で慎重に対応してまいります。